

飯田橋駅周辺 基盤整備推進会議 設置要綱

(名称)

第1 本会議は、「飯田橋駅周辺基盤整備推進会議」(以下、「推進会議」という。)という。

(目的)

第2 推進会議は、「飯田橋駅周辺基盤整備方針」(以下、「基盤整備方針」という。)に示された、複数の都市開発事業等と連携した都市基盤整備の内容を具体化していくため、相互に協力して具体的な検討を進め、関係者間で合意形成を図ることを目的とする。

(検討事項等)

第3 推進会議は、都市基盤に係る次に掲げる事項について、検討・協議・調整を行う。

- 一 事業スキーム
- 二 都市基盤整備のスケジュール
- 三 都市基盤施設の所有及び管理(主体、組織、維持管理内容、維持管理費、法的位置づけ等)
- 四 飯田橋駅周辺基盤整備計画
- 五 毎年度の事業計画及び収支計画(整備項目、整備費用、整備費の負担区分)
- 六 補助金要望に必要な事項の整理等
- 七 エリアマネジメントの考え方及び組織化(データ管理を含む)
- 八 個別部会の進捗管理
- 九 その他都市基盤整備に必要な事項の検討及び調整

(構成)

第4 推進会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第5 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があったときは、座長が代理を指名することができる。

(開催)

第6 推進会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。
- 3 本推進会議は、原則非公開とする。なお、本会の議を経て公開することができるものとする。

(書面による議事)

第7 座長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(事務局)

第8 推進会議の事務局は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課を総合調整役とし、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部事業企画第2課が協力して行う。

(部会)

第9 推進会議は、第3条に掲げる事項について具体的な検討を進めていくために必要な部会を設置する。

2 部会は、構成員となった区が中心となり、周辺開発の事業者を随時構成員に加えて組織する。

3 部会における検討状況は、適宜推進会議に報告を行う。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

付則 この要綱は、令和5年5月30日から施行する。

付則 この要綱は、令和6年10月25日から施行する。

飯田橋駅周辺基盤整備推進会議

構成員名簿

職	所属・役職等		
座長	東京都	都市整備局	都市基盤部長
構成員	千代田区	環境まちづくり部	まちづくり担当部長
	新宿区	都市計画部	都市計画部長
	文京区	都市計画部	都市計画部長
	東日本旅客鉄道株式会社	グループ経営戦略本部	品川・大規模プロジェクト推進部門 大規模プロジェクト推進ユニットリーダー
	東京地下鉄株式会社	鉄道本部	鉄道統括部長
	東京都	交通局	技術企画担当部長
オブザーバー	東京都	都市整備局都市づくり政策部	土地利用計画課長
事務局			
東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 事業企画部			